

議案第72号 貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例制定の件を訂正する件
貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を次のように訂正する。

第5条第3項の改正規定中

「

- 3 保護者は、午後6時以後において開設時間を延長した児童会の学級の利用（以下「延長利用」という。）を行った場合において、当該利用が1月につき5日以上であるときは、延長利用負担金を納付しなければならない。を

」

- 3 保護者は、午後6時以後において開設時間を延長した児童会の学級の利用（以下「延長利用」という。）を行った場合において、当該利用が1月につき5日以上であるときは、延長利用負担金を納付しなければならない。に改める。
ただし、延長利用について市長が特別の事情があると認める場合には、その日数は、当該延長利用を行った日数に算入しない。

」

第5条第3項の次に1項を加える改正規定中

「

- 4 児童1人当たりの延長利用負担金の額は、当該月における次の各号に掲げる延長利用を行った日数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、延長利用について市長が特別の事情があると認める場合には、その日数は、当該延長利用を行った日数に算入しない。を

(1) 5日以上10日未満 月額750円

(2) 10日以上 月額1,500円

」

- 4 児童1人当たりの延長利用負担金の額は、月額750円とする。に改める。

」